

第2回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会 平成25年10月25日	資料3-1
--	-------

年金保険料の徴収体制強化等について (現状と検討事項②)

論点の全体像

※ 下線部分が本日ご審議いただく論点。

I. 総論

年金保険料の徴収についての基本的考え方の整理

(「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を
見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。)

II. 国民年金保険料の納付率向上策

1 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

(1) 督促の促進 (2) 強制徴収体制の強化 (3) 徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方
(4) 免除等における申請主義の見直し (5) 年金保険料の納付機会の拡大

2 その他検討すべき具体的な対応策

(1) 確実かつ効率的な収納体制の強化 (2) 関係行政機関等との連携強化
(3) 雇用形態など社会経済の変化への対応 (4) 公的年金制度に対する理解の促進

III. 厚生年金の適用促進策

(1) 適用調査対象事業所の把握の推進 (2) 把握した事業所の適用促進等
(3) 関係機関との連携強化

IV. 国民の利便性向上策

(1) 提出書類の省略 (2) 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用

【論点】

・現状の分析を行った上で、運用方法の見直しや委任要件の緩和を検討すべき。

＜現状＞

- 国民年金・厚生年金の滞納処分に当たり、財産の隠蔽や納付について誠実な意思を有しない等、悪質性・処理困難性の高い事案については、滞納処分権限を財務大臣（国税庁）に委任することができることとされている。
- 日本年金機構ブロック本部と国税局との間で、委任の対象となり得る事案について毎月打合せを行い、委任に向けて、悪質性や処理困難性を認定するために必要な事実の調査方法などについての協議、また、国税局による調査手法や着眼点の助言等を受けるなど緊密に連携を図っている。
- 国民年金においては、滞納額が少額（2年間分の滞納で約36万円）ということもあり、委任の形式的要件を満たす滞納事案については、国税庁に委任する旨の説明をすることにより、自主的な納付がなされているほか、残りの事案についても、日本年金機構での対応によりほとんどが解消されていることから、これまでに委任の実績はない。
- 厚生年金においては、これまでに4件の委任を行っており、今後必要に応じ委任制度を積極的に活用していくこととしている。（平成25年9月末現在）
- 厚生労働省、日本年金機構においては、委任事務の円滑な実施を図るため、国税局職員等に対し、公的年金制度及び国民年金及び厚生年金保険の徴収事務処理等の研修を実施。（平成23年7月より年1回実施）

＜検討事項＞

- 国民年金、厚生年金を通じた国税庁との連携方策

（参考）法第109条の5 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

規則第11条の10 法第109条の5第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数（24月）分以上の保険料を滞納していること。
- 二 納付義務者が法第109条の5第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。
- 三 納付義務者の前年所得（1月から厚生労働省令で定める月（6月）までにおいては、前々年の所得）が厚生労働省令で定める額（1千万円）以上であること。
- 四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法（第十章を除く。第十一条の十三において同じ。）の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

市町村との情報連携強化

【論点】

- ・社会保険・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステム等を通じて、滞納者の所得情報等の必要な情報が提供されることとなり、提供された情報の効率的・効果的な活用が期待される。
- ・免除勧奨等においては、生活保護の受給情報や連帯納付義務者の情報、電話番号、扶養親族数等が必要であり、こうした必要な情報を確実に入手できる環境の整備について検討すべき。

＜現状＞

- 免除勧奨等に必要所得情報については約99%の市町村から提供を受けているが、得られる情報の内容や提供方法は市町村により異なっている。
- 社会保険・税番号制度の導入に向け、必要な情報が得られるよう調整中。

＜検討事項＞

- 必要な情報と入手方策

(参考) 法第108条 厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

免除勧奨等における関係機関との連携強化

【論点】

- ・ハローワークにおける免除制度の周知や免除等の申請受理の体制整備について検討すべき。
- ・学生納付特例事務法人に対する手数料の引き上げ等を検討すべき。

＜現状＞

- 年金事務所において、ハローワークと連携し、失業者に対する初回説明会における年金事務所職員・ハローワーク職員による免除制度等の説明・資料の配付・免除申請書等の受理やリーフレットの備え付けを実施しており、一層の充実を図るべく年金事務所の体制整備やハローワークとの調整を進めている。
- 学生納付特例事務法人制度は、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により平成20年4月から設けられた制度であり、平成24年度末現在で168法人が指定を受けている。
- 指定を受けた学生納付特例事務法人には、申請1件あたり30円の手数料を支払っている。
- 地方厚生(支)局においては、学生納付特例事務法人の指定促進のため、管内の大学等に協力の要請を行っている。

＜検討事項＞

- ハローワークとの連携促進
- 学生納付特例事務法人との連携促進

(参考) 法第109条の2 国及び地方公共団体並びに国立大学法人並びに国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第90条の3第1項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるもの(以下この条において「学生納付特例事務法人」という。)は、その設置する学校教育法第83条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大

【論点】

- ・ 平成28年10月から、短時間労働者に厚生年金の適用が拡大され、また、法施行後3年以内に更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。
- ・ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大については、非正規労働者へのセーフティネット強化等の観点から検討されるものであるが、結果的に国民年金の納付率向上にも資することが期待されることに留意

＜現状＞

○ 平成28年10月から、次の要件に該当する短時間労働者への適用が拡大されることになっている。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 月額賃金88,000円以上(年収106万円以上)であること
- ・ 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること
- ・ 通常の労働者およびこれに準ずる者の総数が常時500人を超える事業所であること

○ 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」附則第2条第2項において、「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。」とされている。

○ 社会保障制度改革国民会議の報告書においても、「適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、法律の附則にも明記された適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要である」とされている。

＜検討事項＞

○ 更なる適用範囲の拡大

事業主との連携強化

【論点】

・事業主の協力を得ながら臨時・パート等の従業員の納付を促進する仕組みを検討してはどうか。

＜現状＞

- 近年、雇用形態の変化による影響もあり、国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加している。

＜検討事項＞

- 事業主の協力を得られる事項
- 第1号被保険者の雇用情報の把握
- 厚生年金の適用拡大との関係

(参考)

法第92条の3 次に掲げる者は、被保険者(第一号に掲げる者)にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしていて、納付料の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの

三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

法第108条

3 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に關し必要があるとき、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

法第109条 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができ、

法第109条の3 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、厚生労働大臣がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるもの(以下この条において「保険料納付確認団体」という。)は、同項の業務を行うことができる。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実(次項において「保険料滞納事実」という。)の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

公的年金制度に対する理解の促進

【論点】

- ・効果的・戦略的な広報の実施について、費用対効果を考慮しつつ検討すべき。
- ・「ねんきんネット」の活用や、地域年金展開事業の充実についても検討すべき。

<現状>

- 国民年金保険料の納付率低下の要因の一つとして公的年金制度への不安・不信がある。
- 年金に関する広報予算については、平成21年11月に当時の行政刷新会議において実施された「事業仕分け」により「廃止」とされたことから、平成22年度以降、年金広報は実施していない。
- 日本年金機構においては、
 - ・高校等における「年金セミナー」の開催などの地域年金展開事業
 - ・被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う「ねんきん定期便」
 - ・被保険者・受給権者の方が、インターネットから保険料の納付実績や将来給付が確認できる「ねんきんネット」

などの取組を通じ、年金制度の啓発活動を行っている。

- 厚生労働省においては、
 - ・厚生労働省ホームページへの年金制度に関する資料の掲載や就職情報誌での免除制度等の周知(掲載は無料)
 - ・次世代の主役となるべき生徒たちに、給付と負担の構造を含め、社会保障の意義を理解してもらうための学習教材(高校生向け)の作成
- などの取り組みを行っている。

<検討事項>

- 公的年金制度への理解、関心を高め、納付意識の向上を図るための効果的・戦略的な広報手法

適用調査対象事業所の把握の推進

【論点】

- ・ 番号制度の活用も含め、関係機関との情報連携を強化し、適用調査対象事業所の把握に向けた施策を検討し実施すべき。

＜現状＞

- 他機関の保有する事業所情報を入手し、厚生年金等の適用事業所情報と突合せることで、不一致となった事業所を適用調査対象事業所として把握。
 - ・ 平成22～23年度にかけて雇用保険の適用事業所データとの全件突合を8年ぶりに行い、改めて網羅的に確認調査を全国的に進めた結果、平成23年度末で新たに多くの適用調査対象事業所を把握。
 - ・ 平成24年12月からは新たに、法務省の法人登記簿情報の入手を開始。（初回に全件を入手し、以降の更新情報は月次で入手。平成25年度から活用。）
 - ・ 法人登記簿情報は、新規設立法人の早期把握に非常に有用であるが、ペーパーカンパニーや休業中・廃業済みなど、厚生年金等が適用されない事業所の情報も多く含んでおり、適用すべき事業所であるかの個別の調査に労力を要している。

＜検討事項＞

- 関係機関との情報連携の強化(P10参照)
- 番号制度(法人番号)の活用
 - ・ 事業所情報の突合せ(名寄せ)について、法人番号の活用による、突合せ作業の効率化・精緻化など

把握した事業所の適用促進等

【論点】

- ・ 適用促進に向けた具体的な工程表を作成するとともに、さらなる強化策を具体的に検討すべき。
- ・ ホームページ等で適用事業所を検索・閲覧できる仕組みを検討すべき。

＜現状＞

- 平成24年度末で把握した適用調査対象事業所は、約38.8万事業所
- 現在、平成24年度に掲げた、「平成23年度末で把握した適用調査対象事業所を3年で半減させる」という目標の達成に向けて、重点的に取り組んでいる。
 - ・ 民間事業者を活用した加入勧奨のほか、平成25年度からは職員を増員し、加入指導を強化。
 - ・ 度重なる加入指導に対し検査忌避を繰り返す悪質な事業所については、期限を定めた更なる加入指導の後に告発して事業所名を公表する基準を定め運用。(現在は50人以上の事業所の中から対象を選定)

＜検討事項＞

- 民間事業者へ委託する業務範囲の見直し(拡大)
- 悪質な事業所を告発して公表する運用の適用範囲の拡大
- 社会保険の適用事業所を検索・閲覧できる仕組みの構築(ホームページ等で公開)
 - ・ 個人事業所の事業主名・住所の公開に関して、個人情報保護法との関係を整理する必要
- 機構が実施する立入検査等に係る認可事務のあり方

関係機関との連携強化

【論点】

- ・適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所の把握や適用促進等のため、協力連携する関係機関の拡大等、さらなる連携強化について検討すべき。

<現状>

- これまでも、関係機関と連携について、以下のような取り組みを実施。
 - ・【国土交通省 地方運輸局】 旅客/貨物運送事業者の巡回監査時等に、社会保険の加入を指導。年金事務所と連携した加入指導にも従わない場合、車両使用停止などの行政処分を実施。
 - ・【国土交通省 地方整備局】 建設業の許可・更新時に、社会保険の加入を指導。年金事務所と連携した加入指導にも従わない事業所に対しては、営業停止などの行政処分を実施。
 - ・【都道府県労働局】
 - ① 労働者派遣事業の許可申請時等に、社会保険未加入と疑われる事業所について、年金事務所へ情報提供。年金事務所の加入指導に従わない事業所に対しては、許可が行われない。
 - ② 公共職業安定所における事業主の求人申し込みの際、社会保険の加入が適正に明示されていない場合、職業紹介を保留。求人条件が適正か年金事務所と相談するよう、事業主に案内。
 - ・【法務局】 法人登記窓口にて、厚生年金の制度周知リーフレットを設置

<検討事項>

- 社会保険への未加入が多いと考えられる業種・業界等の情報収集
 - ・ 該当する業界団体等に対し、厚生年金への加入義務などの社会保険制度の周知等を要請
 - ・ 許可が必要ない業種については、社会保険の加入状況の確認、未加入情報の通報などについて、関係省庁に協力要請
- 関係機関を通じた加入勧奨の方策(関係省庁等に協力要請)

提出書類の省略

【論点】

- ・住民税の申告不要者について、所得証明書の提出を不要とすることを検討してはどうか。
- ・番号制度の導入を踏まえ、添付書類等提出書類の省略について幅広く検討すべき。

＜現状＞

- 免除申請書には、前年の所得を証明できる書類の添付が必要。
- 住民税の未申告者(申告不要者を含む)から免除申請があった場合には、市町村において所得の申告を行い、所得証明書を添付するよう求めている。

＜検討事項＞

- 住民税の申告不要者にかかる所得証明書の省略
- 社会保障・税番号制度の導入に併せて、添付書類等提出書類の省略について検討。

(参考)施行規則第77条

法第90条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 二 申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の氏名
- 三 申請者等が法第90条第1項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 国民年金手帳
 - 二 前年の所得が57万円を超えない申請者等(所得のない者を除く。)にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類
 - 三 前年の所得が57万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類
 - イ 申請者等の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書
 - ロ 申請者等が法第90条第1項第5号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 3 法第90条第1項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第1項に規定する申請書の提出の際に法第90条第1項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第1項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。(77条の3～7)

厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

【論点】

- ・ 行政効率化の観点からも、徴収を一括して行うなど利便性向上について検討すべき。

＜現状＞

○ これまで申請窓口の一元化等、利便性の向上に努めてきた。

- ・ 平成15年10月、全国の社会保険事務所(312カ所)に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料の算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付及び事業所調査を開始
- ・ 平成16年4月から、算定基礎届と労働保険概算・確定保険料申告書に関する説明会を共同実施
- ・ 平成18年度から、事務センターの窓口で受け付ける届出の範囲を拡大
- ・ 平成21年度から、算定基礎届と労働保険概算・確定保険料申告書の提出期限を7月10日に統一し、併せて現物給与の評価額を統一

○ 滞納整理事務についても、平成16年度から社会保険庁廃止前までは、社会保険事務所及び都道府県労働局の職員を互いに併任し合い、必要に応じて一括して納付督促・滞納処分を実施していた。現在は、納付督促は共同で行うが、滞納処分は個別に対応している。

- ・ 年金事務所職員の非公務員化に伴い、労働保険料を取り扱う職員としての都道府県労働局への併任ができなくなったもの。

＜検討事項＞

○ 徴収事務の効率化

- ・ 共通滞納事業所については、年金事務所職員が労働局職員のいずれかが調査して把握した財産・債権等の情報を、徴収事務センターで一元的に管理・共有することで、より効率的な徴収体制を構築できないか